



岡山弁護士会主催

平成29年度秋季県民法律講座

ちょっと待って! 18歳は大人なの?

— 元少年と考える少年法適用年齢引下げ問題 —

参加
無料
【定員300名】

日時・会場／平成29年

11月25日(土)

午後1時30分～午後4時30分(午後1時00分開場)

山陽新聞社本社ビル1階 さん太ホール

— SANTA HALL —

Program

- **第1部 基調報告**
年齢引下げに関する法制審での議論状況
岩本 朗 弁護士 (大阪弁護士会・日弁連全面的国選付添人制度実現本部委員)
- **第2部 基調講演**
私のセカンドチャンス
城戸雄光氏 (浪速少年院出身「セカンドチャンス!福岡」代表)
一期一会 松尾昌人氏 (福岡少年院出身「セカンドチャンス!佐賀」代表)
セカンドチャンス!の取り組みについて
吉永拓哉氏 (佐世保学園出身「セカンドチャンス!福岡」スタッフ)
- **第3部 パネルディスカッション**
パネリスト 岩本 朗 弁護士
城戸雄光氏
中野レイ子氏 (元少年院長、前丸亀市教育委員会教育長、猪熊弦一郎美術館館長)
家庭裁判所調査官 (予定)
コーディネーター 河本泰政 弁護士 (岡山弁護士会)

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権を行使できる年齢が18歳以上に引き下げられました。この改正に伴い、現在、少年法についても、適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げようとする動きが出ています。

少年事件の5割近くを占めるとされる18歳、19歳の少年達。この少年達を「成人」として扱い、少年法の適用対象から外した場合、一体どのようなことが起こるのでしょうか。

このシンポジウムでは、はじめに、法務省の法制審議会等における最新の議論状況を確認した後、実際に少年院に入院した経験のある元少年3名に、少年院教育の実態や出院後の生活等について経験談を話していただき、最後に、元少年院長や現役の家庭裁判所調査官にも加わってもらったうえで、パネルディスカッションにより、現行少年法の意義や有用性、適用年齢が引き下げられた場合の問題点等について、会場の皆様とともに考えていきたいと思います。



【アクセス】

山陽新聞社本社ビル1階 さん太ホール

岡山県岡山市北区柳町2-1-1

- JR岡山駅から徒歩15分(市役所筋を南へ下る)
- 路線バス5分(「山陽新聞社前」下車)

公共交通機関をお使い下さい。

□主催／岡山弁護士会 □共催／日本弁護士連合会

・お問い合わせ先／岡山弁護士会 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29 TEL(086)223-4401(代) www.okaben.or.jp

岡山弁護士会

検索